

Web 労働おいた

Roudou OITA

2016/7

第44号 (通巻第738号)
制作・発行
大分県商工労働部雇用労働政策課

ご案内(労働講座・労働相談)

<<労働講座>>

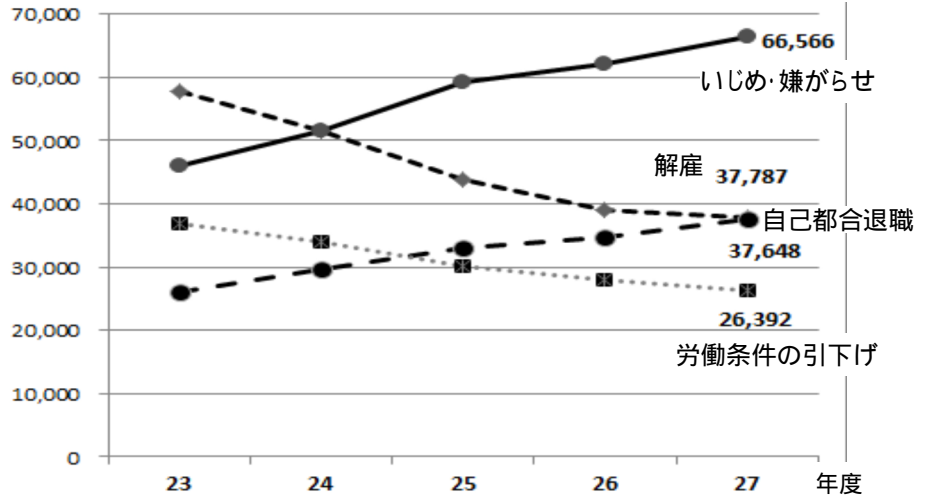
労働講座(中央会場)
「職場のトラブル解決法」
平成28年9月16日(金)
13時30分～15時45分
ホルトホール大分
労使関係安定セミナー
「メンタルヘルスとストレスチェック」
南部地域
平成28年8月23日(火)
13時30分～15時30分
県佐伯総合庁舎4階大会議室
豊肥地域
平成28年8月25日(木)
13時30分～15時30分
県竹田総合庁舎3階大会議室
詳しくはP6へ

<<出張労働相談>>

巡回特別労働相談
8月 大分会场
平成28年8月29日(月)
9月 日田会場
平成28年9月21日(水)
【受付】13時15分～16時15分
(相談は16時45分まで)
労働なんでも相談
8月 竹田会場
平成28年8月9日(火)
9月 玖珠会場
平成28年9月14日(水)
9月 豊後大野会場
平成28年9月28日(水)
【受付】11時～15時
詳しくはP3へ

職場環境の改善で働きやすい職場づくりを!!

件数 [表]全国労働局の個別労働紛争相談での相談内容の上位4項目の相談件数の推移



「厚生労働省:H28年6月8日公表 平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況」より

個別労働紛争相談 「いじめ・嫌がらせ」が第1位

全国の労働局に寄せられた総合労働相談のうち、民事上の個別労働紛争相談を相談内容別に見ると、平成27年度の上位4位では、「いじめ・嫌がらせ」(66,566件)が平成24年度から4年連続1位となっています。職場の人間関係を取り巻く環境が厳しいことの現れと思われます。

また、3位の「自己都合退職」(37,648件)が2位の「解雇」(37,787件)とほぼ同数となっています。全般的な人手不足が続く中で、離職しようとする労働者と引き留めようとする企業との間でトラブルが生じていると思われます。

4位の「労働条件の引下げ」(26,392件)

をあわせて見ると、職場全体が働きにくい状況にあり、そのことを背景に個別の労働紛争が生じていると考えられます。

職場環境を改善して、働きやすい職場づくり

今年3月の国会で、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、雇用保険法等の一部を改正する法律が成立し、仕事と育児・介護の両立を支援する制度の見直しが行われました。この法改正にあわせて、ぜひ各職場で就業規則の変更や制度運用の見直しを行うことで、職場環境の改善を図りましょう。

(育児・介護休業法等の改正内容はP2を参照)

目次	
職場環境の改善で働きやすい職場づくりを!!	P1
育児・介護休業法、均等法が改正されます。	P2
インタビュー この人にききました	P3
県の労働相談のお知らせ	P3
県内の動き(労働・経済関係)	P4
「シニア雇用推進オフィス」オープン	P5

平成28年春季賃上げ要求・妥結状況(第3回)	P5
労働講座(中央会場)のご案内	P6
労使関係安定セミナーのご案内	P6
労働実務Q&A	P7
主要経済指標	P7
大分県労働福祉制度資金のご案内	P8
労委だより	P8

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正されます。(平成29年1月1日施行)早めの対応を!!

1. 仕事と育児の両立支援制度の見直し

(1) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

[現行]

1日単位での取得。



[改正後]

半日(所定労働時間の1/2)単位での取得可能になる。

(2) 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

[現行]

申出時点で1年以上継続雇用されていること。
子が1歳以降も雇用継続の見込みがあること。
子が2歳までの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く。



[改正後]

申出時点で1年以上継続雇用されていること。
子が1歳6ヶ月までの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く。

(3) 育児休業等の対象となる子の範囲

[現行]

法律上の親子関係である実子・養子。



[改正後]

法律上の親子関係に準じると言えるような関係にある子も対象になる。
例) 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子など

(4) 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

[現行]

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする事業主による不利益取扱いの禁止。



[改正後]

事業主は、左記に加え上司・同僚などが職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように防止措置を講じなければならない。
派遣先で就業する派遣労働者については、派遣先も事業主とみなして、の防止措置義務を適用する。また事業主による育児休業取得等を理由とする不利益取扱いの禁止規定を派遣先にも適用する。



法律の改正にあわせて、就業規則の変更や制度の運用の見直しを忘れずに行いましょう。

2. 仕事と介護の両立支援制度の見直し

(1) 介護休業の分割取得

[現行]

原則1回限り、通算93日まで取得可能。



[改正後]

対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割取得を可能とする。

(2) 介護休業給付の給付率の引上げ

[現行]

賃金の40%。



[改正後]

賃金の67%に引上げ(休業開始が平成28年8月以降の場合)。(この部分のみ平成28年8月施行)

(3) 介護休暇の取得単位の柔軟化

[現行]

1日単位で取得。



[改正後]

半日(所定労働時間の1/2)単位での取得可能になる。

(4) 介護のための所定労働時間の短縮措置等(選択的措置義務)

[現行]

介護のための所定労働時間の短縮措置等について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能。



[改正後]

介護のための所定労働時間の短縮措置等について、介護休業とは別に、利用開始から3年間で2回以上の利用を可能とする。

(5) 介護のための所定外労働時間の免除(新設)

[現行]

なし。



[改正後]

介護のための所定外労働時間の制限(残業の免除)について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働時間の制限を新設。

(6) 介護休業の対象家族の範囲の拡大

[現行]

配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫。



[改正後]

同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も対象範囲に追加。



インタビュー

この人にききました



大分県医師会

・常任理事 田代 幹雄氏
(別府市 浜脇記念病院院長)

**大分県医療勤務環境
改善支援センター**

〒870-8563
大分市駄原2892番地の1
大分県医師会館4F
相談電話 097-532-7010
受付時間 9時～17時
(土日祝日・年末年始を除く)
FAX 097-576-7351

医療勤務環境改善支援センターを活用して

医療職場の環境改善を!!

大分県医療勤務環境改善支援センターが設置された目的は？

田代常任理事

医療従事者の離職防止及び定着促進を図るため、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートすることを目的に、大分県医師会が大分県及び大分労働局からの受託事業として設置しました。

センターはどのような体制ですか？

田代常任理事

大分県医師会内に設置されており、医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)1名、事務員1名が常駐しています。

医療従事者の勤務環境についてどのような課題・問題点がありますか？

田代常任理事

看護職員については、夜勤・交替制勤務、長時間勤務などによる過重労働が問題です。また介護職員については賃金等の処遇が十分とはいえません。

元々女性の多い職場でしたが、今後はさらにその比率が高まると予想され、子育て支援による継続就労のための環境整備も重要になると考えられます。

センターの主な事業・取組を教えてください。

田代常任理事

・医療機関に対し、医療労務管理アドバイザーや医業経営アドバイザーが、勤務環境改善に関する相談に無料で対応します。

・また、勤務環境改善に関する周知・広報、調査など活動を行うとともに、医療機関向けの研修会、講演会等も開催しています。

・医療職場では、人員不足をはじめ多くの問題を抱えており、その対策の一環として勤務環境の改善が大きな課題となっています。ぜひ県内の各医療機関が当センターの事業を活用して、勤務環境改善への取組を進めてもらいたいですね。



県の労働相談のお知らせ

～職場の悩み・トラブルを気軽にご相談ください!!～

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働政策課内) お問い合わせ先097-506-3351～3354

【県のろうどう110番】

労政・相談情報センターでは、平日の月曜日～金曜日の8時30分～17時15分に労働相談を受け付けています。(土日・祝日、12/29～1/3を除く。)

相談事例

- 賃金・残業代の不払い、長時間労働
- 解雇・自己都合退職、セクハラ・パワハラ
- 妊娠・出産・育児に関わる不利益取扱い
- 就業規則の見直し

など労働問題全般の相談を受けています。

相談は労働相談専任の県職員が相談を受けますから、安心です。

相談方法

来所(県庁舎本館7階 大分県労政・相談情報センター)
電話相談でもOK(労働相談ダイヤルへおかけください。)

夜間労働相談(な・い・と)

毎月第3木曜日の電話相談を午後7時まで延長
日中相談できない人はぜひ、ご利用ください!!

8月18日(木) 9月15日(木)

【県の出張労働相談会で

対面相談を利用しませんか?】

予約不要、秘密厳守、無料相談

巡回特別労働相談

直接、弁護士、社会保険労務士などが対応。
・労働問題に詳しい専門家の助言が受けられます。

8月 大分会場 平成28年8月29日(月)

会場:ホルトホール大分 408会議室

9月 日田会場 平成28年9月21日(水)

会場:県日田総合庁舎4階会議室

【受付】13時15分～16時15分(相談は16時45分まで)

労働なんでも相談

労働相談担当の県職員が対面に対応します。

・じっくり面談しながら、相談内容を伺います。

8月 竹田会場 平成28年8月9日(火)

会場:竹田温泉花水月(はなみずき)

9月 玖珠会場 平成28年9月14日(水)

会場:くすまちメルサンホール

9月 豊後大野会場 平成28年9月28日(水)

会場:豊後大野市中央公民館(豊後大野市役所2階)

出張相談会へ来場できない方

電話相談を利用できます。

(労働相談ダイヤルへおかけください。)

【ろうどう110番 労働相談ダイヤル】

固定電話は 0120-601-540へ

携帯・スマホ・公衆電話は 097-532-3040へ

平成28年

5月～7月

県内の動き（労働・経済関係）

大分県労働者福祉協議会

第8回定期総会を開催

大分県労働者福祉協議会（佐藤寛人理事長）は5月21日（土）大分市の全労済ソレイユで第8回定期総会を開催しました。

総会では、1. 組織の充実・強化と地区労福協活動の活性化、2. 社会的連帯と労福協運動、3. 暮らしの総合支援（ライフサポート）、4. 公益福祉事業の具体的展開、5. 共同事業、労働者運動の基盤強化、6. 会議・研修・広報・スポーツ活動、の6つの項目を柱とする2016年度活動方針及び予算を決定しました。また役員改選を行い、佐藤理事長以下新しい役員を選出し総会を終えました。



新規高等学校卒業予定者の採用枠早期確保等に係る経済5団体への要請

大分県と大分労働局は、6月13日（月）に、来春の新規高等学校卒業予定者を対象とした求人の受付が開始されるのを前に、経済5団体（大分県経営者協会、大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会、大分経済同友会）に対して、県内企業で働きたいという若者の意欲に応えられるよう、来春の新規高等学校卒業予定者の「採用枠の早期確保、求人票の早期提出」について、会員各企業への積極的な働きかけを要請しました。



今春の高等学校卒業者の就職内定率は、99.2%とバブル期以来の高い水準となりました。

少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少が避けられない中、地域経済の活力を維持、発展させ、産業や企業の発展を目指すためにも、将来を担う若い人材の確保に関係機関が連携して取組を進めます。

平成28年度「元気おおいた就職ガイダンス（高校生向け合同企業説明会）」

大分県は7月2日（土）、別府市ビーコンプラザで平成28年度「元気おおいた就職ガイダンス（高校生向け合同企業説明会）」を開催しました。

当日は県内企業81社、県内各地の高校生1,623名が参加しました。



ガイダンスでは、企業担当者が自社の魅力や強みを説明し、参加高校生は、希望する企業や業種のブースを回り、県内企業に対する理解を深めました。

平成28年度大分県産業

安全衛生大会が開催

7月4日（月）、「平成28年度大分県産業安全衛生大会」が大分市のコンパルホールで開催されました。

県内の労災事故は昨年は死傷者数が3年ぶりに減少したものの、死亡者数は2年連続して12人となりました。

大会では「みえますか？あなたのまわりの見えない危険 みんなで見つける 安全管理」のスローガンに、「Safe work OITA」をキャッチフレーズとして安全衛生水準の向上に邁進していくことを内容とする大会決議を行いました。



特別講演として「失敗事例に学ぶ～爆発・火災災害を教訓に～」と題し、特定非営利活動法人失敗学会・平松雅伸理事が講演を行いました。

大会では安全衛生表彰として以下の事業場が表彰されました。

大分労働局長表彰
優良賞 大分エル・エヌ・ジー株式会社
奨励賞 社会福祉法人農協共済リハビリテーションセンター、株式会社鳥繁産業、日本調理機株式会社大分工場

一般社団法人大分県労働基準協会会長表彰

株式会社安達化工機、株式会社ウエキコーポレーション九州支店大分事業場、八十島プロシード株式会社九州工場、岡本土木株式会社中津本店、二見産業株式会社、日田キヤノンマテリアル株式会社、東久ブレコン株式会社、足立建設株式会社

大分県経営者協会

平成28年度定時総会を開催

大分県経営者協会（幸重綱二会長）は6月1日（水）大分市のレンブラントホテル大分で平成28年度定時総会を開催しました。

総会では、1. 適正な労働時間と働き方の見直しに関する取組み、2. 女性の活躍を推進するための取組み、3. 小規模事業場における労務管理適正化の取組み、4. 経営者団体としての取組みの4項目を重点活動項目とする平成28年度活動方針を審議・決定しました。

また役員改選を行い、会長には幸重綱二氏（大分交通（株）会長）を再選しました。

記念講演では「地方創生に向けたまちづくり～全国の先進事例に学ぶ～」と題し、一般財団法人日本経済研究所調査局長の大西達也氏が講演しました。

平成28年7月25日 大分県中高年齢者就業支援センター内に
「シニア雇用推進オフィス」オープン

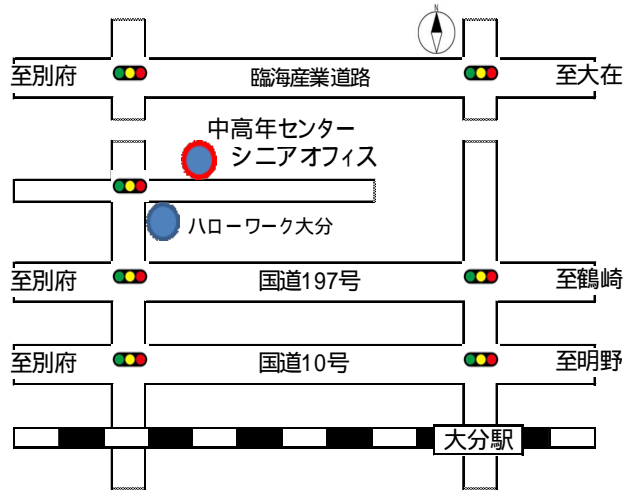
「大分県中高年齢者就業支援センター」では、おおむね40歳以上の就業希望者を対象に、大分労働局・ハローワーク大分、大分県が連携し、職業相談、職業紹介、キャリア・コンサルティング等の各種就業支援を行っています。

生産年齢人口の減少が見込まれている中、「シニア雇用推進オフィス」は、「大分県中高年齢者就業支援センター」の企業部門として、シニア世代がいきいきと働くことのできる職場環境の整備や高齢者労働力の活用で企業の活力がアップしたなどの事例収集を行い、好事例については、皆様に紹介しながら、シニア雇用の普及・啓発を推進することとしています。

シニア雇用推進員ほかオフィススタッフが皆様の元に参りますので、「シニア雇用」についてお話しをお聞かせください。

住所：大分市都町4丁目2番29号東海ビル204号
(ハローワーク大分の北側)
TEL:097-576-7385 FAX:097-576-7386

「シニア雇用推進オフィス」周辺図



平成28年 春季賃上げ要求・妥結状況の第3回集計(5月31日現在) 平成28年7月7日発表

平成28年 春季賃上げ要求・妥結状況の第3回集計(5月31日現在)がまとまりましたので、お知らせします。

のうち要求を把握できたのは58事業所で、全体の33.7%(前年同期は、173事業所中66事業所、38.2%)である。

(前年同期は、66事業所中65事業所、98.5%)である。〔表1〕

要求を把握できた58事業所の平均要求額は6,639円、要求賃上げ率は2.64%となっている。〔表1〕

1 概況

そのうち妥結した事業所は53事業所で、要求を把握できた事業所の91.4%

そのうち、前年の数字が把握できる50事業所における比較では、今年の実要求額は6,655円、要求賃上げ率は2.68%で、前年の7,418円、2.98%に対して、額で763円の減、率で0.30ポイント下回っている。

2 妥結状況

妥結した53事業所の平均妥結額は4,390円、妥結賃上げ率は1.74%となっている。〔表1〕

そのうち、前年の数字が把握できる46事業所における比較では、今年の実妥結額は4,498円、妥結賃上げ率は1.81%で、前年の4,078円、1.64%に対して、額で420円の増、率で0.17ポイント上回っている。

(注)〔表1〕については、要求が1件だけの業種は除いている(総数には含む)。表中の「x」は公表しないが、数値は総数に含まれている。

表1 賃上げ要求・妥結状況

雇用労働政策課
平成28年5月31日現在

区分	要 求				妥 結		
	件数	平均賃金	額(円)	賃上げ率(%)	件数	額(円)	賃上げ率(%)
全 産 業 計	58	251,600	6,639	2.64	53	4,390	1.74
製 造 業 計	28	251,020	5,714	2.28	26	3,954	1.57
食 料 品 ・ た ば こ	2	262,159	4,667	1.78	1	x	x
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	2	269,690	5,260	1.95	2	4,890	1.81
化 学 、 石 油 、 プ ラ ス チ ッ ク	4	260,064	5,682	2.18	4	3,536	1.36
窯 業 ・ 土 石	4	299,408	11,662	3.90	4	9,271	3.10
鉄 鋼 、 非 鉄	2	290,080	7,881	2.72	2	5,381	1.86
金 属 製 品	2	229,091	9,884	4.31	2	5,186	2.26
輸 送 用 機 械 器 具	8	237,952	5,335	2.24	7	3,161	1.33
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 、 そ の 他	2	233,262	3,956	1.70	2	3,369	1.44
建 設 業	4	280,550	7,965	2.84	4	4,718	1.68
電 気 ・ ガ ス 業	3	282,040	8,443	2.99	2	4,738	1.71
情 報 通 信 業	2	323,055	16,457	5.09	2	7,411	2.29
運 輸 業 , 郵 便 業 計	9	222,973	7,785	3.49	8	3,287	1.47
バ ス	3	179,557	9,197	5.12	3	1,445	0.80
貨 物	6	234,800	7,400	3.15	5	3,850	1.62
卸 売 業 , 小 売 業	4	243,205	9,324	3.83	4	5,769	2.37
教 育 , 学 習 支 援 業	3	231,211	1,647	0.71	3	350	0.15
サ ー ビ ス 業	2	301,811	5,494	1.82	2	4,857	1.61

お気軽に問合せください
(独立労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(六九〇七)二三三四
FAX03(五九五五)八二一一)

中退共は国の制度だから
安心・確実!

- 新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成
- 社外積立で、管理も簡単
- ◎ パートさんも家族従業員もご加入いただけます

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

ご存知ですか?
国の助成を受けられる
「中退共」の
退職金制度

労働講座(中央会場)のご案内 ~ 見直しませんか!働き方・休み方 ~

大分県では、労働問題に対する認識を深め、労使関係の安定及び向上につなげるため、労働講座(中央会場)を開催します。今回は、自殺予防週間(9月10日~16日)に合わせて、部でサラリーマン出身で過労死防止やサービス残業問題に精力的に取り組んでいる光永享央(みつなが たかひろ)弁護士をお招きし、労務管理のポイントについて、部で大分労働局働き方・休み方改善コンサルタントの菅野 忠幸(かんの ただゆき)氏による働き方・休み方の取り組みについて、お話をい

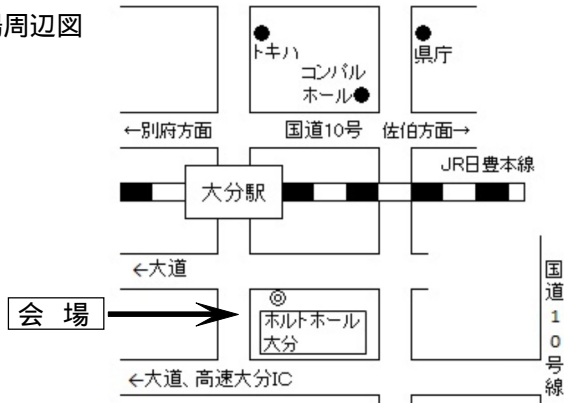
ただきます。

日時:平成28年9月16日(金)13:30~15:45
会場:ホルトホール大分201・202会議室
(大分市金池南1-5-1)

演題
部(13:30~)
「職場のトラブル解決法~過労死・過労自殺事件から考える企業の労務管理のポイント~」
講師 弁護士 光永 享央(みつなが たかひろ)氏
部(15:15~)
「働き方・休み方の取り組みについて」
講師 大分労働局 働き方・休み方改善コンサルタント
菅野 忠幸(かんの ただゆき)氏

受講料 無料
申し込み・お問い合わせ先
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
大分県商工労働部雇用労働政策課(労働相談・啓発班)
TEL:097-506-3354 FAX:097-506-1756
駐車場は用意していません。公共交通機関又は周辺の有料駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。

会場周辺図



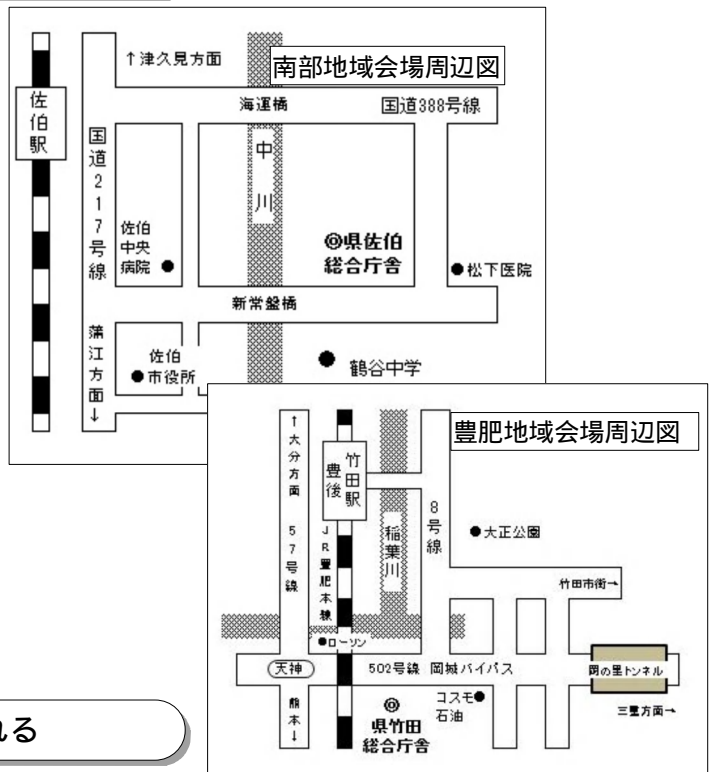
労使関係安定セミナー(県南地域・豊肥地域)のご案内

[南部地域](臼杵市、津久見市、佐伯市)
日時:平成28年8月23日(火)13:30~15:30
会場:県佐伯総合庁舎4階大会議室
(佐伯市長島町1-2-1 南部振興局)

[豊肥地域](竹田市、豊後大野市)
日時:平成28年8月25日(木)13:30~15:30
会場:県竹田総合庁舎3階大会議室

[講座内容]
「メンタルヘルスとストレスチェック
~メンタルヘルスの基礎知識と個々の労働者への配慮~」
講師 NPO法人リラクセーション桜
理事長 吉岡 尚美 氏

[対象]使用者、人事労務担当者、労働者、労働問題に関心のある方
参加料は無料。地域外の方を含め、どの会場へも参加できます。
申し込み締め切り:平成28年8月18日(木)
申し込み・お問い合わせ先
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
大分県商工労働部雇用労働政策課(労働相談・啓発班)
TEL:097-506-3354 FAX:097-506-1756



職場のハラスメント対策セミナー 開催される

6月27日(月)、大分県雇用労働政策課主催による「職場のハラスメント対策セミナー~職場のハラスメント解消のために~」が大分市で開催され、企業の労務担当者、労働組合役員、及び一般県民の方約60名が参加しました。
セミナーでは「ハラスメント防止について~裁判事例から考える~」と題して、前日本弁護士連合会副会長の平山秀生弁護

士が講演しました。平山弁護士は、職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントについて実際の裁判事例を解説し、ハラスメント防止のために職場でのチェックポイントなどを説明しました。
また、大分労働局雇用環境・均等室の担当者からは、セクハラ、パワハラ、マタハラ等の法規制や対処法とともに、平成29年1月1日施行の改正育児・介護休業

法、改正男女雇用機会均等法の説明が行われました。



講演中の平山秀生弁護士

労働実務Q&A 大分県社会保険労務士会

パートの年次有給休暇について～比例付与の事例～

【執筆】
 社会保険労務士
 齋藤 信也 氏
 齋藤社会保険労務士事務所
 大分市判田台北2-4-6

Q 当社は、この4月に初めて3人のパートさんを雇用しました。そのパートさんから年休の質問がありました。どのように考えればよいのでしょうか。

A パートタイマー労働者にも一定の条件を満たせば年次有給休暇を与えなければなりません。

年次有給休暇が付与される条件(労働基準法第39条1項)は次のとおりです。

- ・採用日から6か月継続勤務し、
 - ・全労働日の8割以上出勤した労働者
- これはパートタイマーにも適用されます。

パートタイマーには比例付与制度があります。(労働基準法第39条第3項)

「1週間の所定労働日数が4日以下」、かつ「1週間の所定労働時間が30時間未満」の労働条件で働く短時間労働者には、正規社員の年休の日数に比例し

た年休を与えるというものです。

週の労働日数が一定でない場合は、6か月後(基準日)、あと6か月の勤務状況によって1年間に引き直した結果、216日以下なら、比例付与の対象になります。

整理すると、

) 週5日以上勤務の場合

通常の年休

) 週30時間未満、かつ週1日以上・4日以下の場合

比例付与

) 1年間の所定労働日数が47日以下(例えば、不規則勤務で月3日程度の勤務)の場合

年休を与えなくても良い

【具体例】下の(表)を参照

【例1】週5日勤務で毎日、3時間のパート

週5日だから通常労働者と同じ日数

採用から6か月後 年休10日

【例2】週4日、1日の勤務時間が5時間

週4日、週20時間

採用後6ヶ月後 年休7日

【例3】毎週土曜日だけ、8時間勤務

週1日、週8時間

採用後6ヶ月後 年休1日

例3のケースは、土曜日でも開園する保育園で、土曜だけフルタイムで出勤するパートタイマーの例。

有期契約を更新している場合

契約更新で6か月以上使用している短期契約者の場合、通達で「実態よりみて引き続き使用されていると認められる場合は継続勤務に該当する」ため、年休の要件である「6か月継続勤務」に該当し、年休権が発生します。

(表) 週労働時間30時間未満のパートタイマーの年次有給休暇の付与日数

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れ日から起算した継続勤務期間						
		0.5年～	1.5年～	2.5年～	3.5年～	4.5年～	5.5年～	6.5年以上
5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73日～120日	3日	4日	5日	6日	7日		
1日	48日～72日	1日	2日			3日		

主要経済指標

主要労働経済指標

年月	項目	賃金の動き						労働時間の動き					
		現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
		全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
25年平均		357,977	300,724	289,150	252,865	68,827	47,859	149.3	153.8	136.9	143.6	12.4	10.2
26年平均		363,338	311,068	291,475	255,184	71,863	55,884	149.0	154.3	136.2	143.4	12.8	10.9
27年平均		357,949	314,181	288,508	257,000	69,441	57,181	148.7	156.2	135.8	143.9	12.9	12.3
27年12月		655,571	577,101	289,330	256,242	366,241	320,859	147.9	155.1	134.5	142.7	13.4	12.4
28年1月		299,426	264,567	286,619	256,181	12,807	8,386	140.4	148.7	128.1	136.8	12.3	11.9
2月		292,182	258,342	288,605	256,656	3,577	1,686	147.0	152.2	134.4	140.2	12.6	12.0
3月		313,419	276,708	292,022	261,808	21,397	14,900	152.5	164.1	139.3	150.6	13.2	13.5
4月		305,460	260,534	293,837	256,850	11,623	3,684	153.8	159.1	140.5	146.4	13.3	12.7
資料出所		厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
年月	項目	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)22年=100		鉱工業生産指数(季調済)22年=100 年指数は原指数		1世帯当たり(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む			
		新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国		大分市	
		全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分市
25年平均	1.53	1.25	0.97	0.80	100.0	100.1	97.0	97.3	319,170		342,834		
26年平均	1.69	1.40	1.11	0.94	102.8	103.0	99.0	96.6	318,755		316,410		
27年平均	1.86	1.54	1.23	1.07	103.6	104.1	97.8		315,379				
27年12月	1.91	1.46	1.27	1.11	103.5	103.9	96.2	93.8	340,474		314,162		
28年1月	2.07	1.60	1.28	1.06	103.0	103.4	99.8	98.4	312,331		275,368		
2月	1.92	1.58	1.28	1.08	103.2	103.6	93.2	100.3	297,662		280,567		
3月	1.90	1.51	1.30	1.09	103.3	103.6	96.7	98.6	334,609		296,002		
4月	2.06	1.57	1.34	1.12	103.4	103.9	97.2	99.8	338,001		323,669		
資料出所		厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」		県統計調査課「鉱工業生産指数月報」		総務省統計局「家計調査」	

(注) 一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値、年度平均は原数値。

あなたの夢を
応援します!



大分県労働福祉制度資金のご案内

労働者の生活の安定と福祉向上のため、大分県と九州労働金庫が協力して資金を融資します。

大分県雇用労働政策課 TEL: 098-506-3327 九州労働金庫大分県本部 TEL: 097-536-2840

教育・冠婚葬祭等資金

【融資の対象】

中小企業労働者が、教育・冠婚葬祭・災害復旧・医療・その他生活で必要とする資金

資金支払いの遅延や越年等に必要な応急的資金

【対象者】

原則として、県内に1年以上居住し県内の同一中小企業に1年以上勤務している労働者

上記対象条件を満たさない場合でも、労働金庫指定保証機関の保証を得られる場合は、融資の対象とすることができます。

遅払い賃金に係るものは、中小企業の未組織労働者及び労働金庫の会員(中小企業勤労者構成員に限る)

【融資額】

教育・冠婚葬祭 200万円以内

資金支払い遅延 30万円以内

医療・災害復旧 100万円以内

生活資金 50万円以内

【融資利率】

年2.10% 別途保証料が必要

【返済期間】

融資の種類・金額によって異なります。

原則として元利均等による月賦償還

【担保・保証人】

連帯保証人は原則不要。労働金庫指定の保証機関による保証が必要

育児・介護休業者生活資金

【融資の対象】

育児休業又は介護休業期間中に必要とする生活資金

【対象者】

県内に居住又は勤務し、育児・介護休業を取得中又は取得する方向で、同一事業所に復職する労働者

原則として、申込時の勤務先に1年以上勤務している方

上記対象条件を満たさない場合でも、労働金庫指定保証機関の保証を得られる場合は、融資の対象とすることができます。

【融資額】100万円以内

【融資利率】年利率1.71% 別途保証料が必要

【返済】

6年以内(1年以内の据置期間を含む)

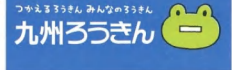
原則として元利均等による月賦償還(据置期間は利息のみ返済)

【担保・保証人】

連帯保証人は原則不要。労働金庫指定の保証機関による保証が必要

各資金の申し込みについては、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

融資の申込・お問い合わせはお近くの、労働金庫窓口までお願いいたします。



労委だより

(平成28年5月～6月の概況)

事件関係

審査事件

種別	新規	4月から継続	終結	7月へ継続
不当労働行為事件	0	2	0	2
労働組合資格審査	0	2	0	2

調整事件関係

種別	新規	4月から継続	終結	7月へ継続
あっせん	0	0	0	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

個別労働関係紛争関係

種別	新規	4月から継続	終結	7月へ継続
あっせん	0	0	0	0

会議の開催

5月10日 第1587回定例総会

5月24日 第1588回定例総会

6月14日 第1589回定例総会

6月28日 第1590回定例総会

大分県労働委員会 労働相談ダイヤル

097-536-3650

・大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。解雇、賃金未払い、配転など労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

・大分県労働委員会(県庁舎本館7階)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

相談時間は、9時から17時まで

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部雇用労働政策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL.097-506-3351 FAX.097-506-1756

E-mail: a14580@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rod>

[oita-0000.html](http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rod/oita-0000.html)

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>